　現場説明事項・施工条件明示事項

　工事の実施に当たっては、｢土木工事共通仕様書｣･｢長野県土木工事施工管理基準｣･｢土木工事現場必携｣･｢下水道土木工事共通仕様書(案) ｣(平成17年4月 財団法人下水道新技術推進機構)(以下「下水道共通仕様書」という)及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。また、「13注意事項」に記載した内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。

1 工事内容

(1) 工事概要

・工事概要は設計書表紙・内訳書のとおり。

(2) 工事関連資料

・本工事箇所に関連する測量･設計委託の成果資料、及び地質調査等の報告資料は閲覧が可能である。また契約後は貸与も可能である。

(3) コスト縮減

・常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努めること。

(4)　橋梁製作工

・橋梁の製作(高欄、伸縮装置、支承等の付属物を除く)については、自社工場において製作して管理を行うこと。

2　工期関係

(1) 標準工期契約

　　・工期は雨天･休日等を見込んでいる。なお、休日等には日曜日･祝日･夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

(2)週休2日工事

　　・週休2日対象工事は入札公告による。

　　・対象工事は、長野県　週休2日工事実施要領(令和2年10月1日適用版)の施工者希望型週休2日工事に基づき取り組むものとする。

　　　また、工事契約後、週休２日対象期間において、請負者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、協議により現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

　　・工期は、工期延長申請による対応とする。

　　・工事費の補正は、週休2日工事の達成が確認できた場合に、長野県の補正率に準じて最終変更で補正するものとする。

3 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件

・施工期間及び施工方法等について、事前に工程の調整を行うこと。

(2) 地元・関係機関との協議

・着工に当たって、関係機関及び地元住民とすること。

　なお、協議結果は施工計画書・協議記録書（様式任意）に記載し提出すること。

(3) 近接・競合工事

・本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、請負者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

4 施工計画

(1) 施工計画書

・設計図書・「土木工事現場必携」・｢土木工事共通仕様書」及び現場条件等を考慮し、現場での工事着手前に｢施工計画書｣を作成し提出すること。

・工事内容に重要な変更があった場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は､｢変更施工計画書｣（当初施工計画書に修正）を当該工事着手前に作成し提出すること。

・｢土木工事現場必携｣・｢土木工事共通仕様書｣・｢土木工事施工管理基準｣にない事項において、協会基準等を採用する場合は、事前に協議し承諾を得ること。

(2) 添付書類

・｢施工体系図｣（請負金額にかかわらず添付）

・｢下請負人等一覧表｣、｢下請負人に関する事項｣、｢再下請通知書｣、すべての「下請負契約書」、「再下請け契約書」の「写」（下請け金額にかかわらず添付）。

・リサイクル法第12条第2項の規定による｢告知書｣の｢写｣（請負者に下請負がある場合）。

・｢説明書｣に｢分別解体等の計画書｣を添付すること。

・｢再生資源利用計画書｣、｢再生資源利用促進計画書｣、｢登録証明書｣　(該当工事の場合)。

・処理･処分業者の所在地及び計画運搬ルート。

・河川内作業における漁協との｢協議書｣の｢写｣。

｢写｣の書類は別途提出をしても差し支えない。

(3) 関係機関への届出・協議

・工事市町村への｢工事届｣

・労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」

・公安委員会への「道路使用許可申請」

・建設事務所への「道路通行制限願」

・河川内作業における漁協との協議

(4)施工体制

　・下請負契約において、県内企業の振興や地域活性化を図る観点から、「県内企業の優先採用に関する特記事項」(別紙-1)に基づく取り組みを推進するものとする。

　・受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。

　・社会保険の加入について、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請けについて加入状況を確認すること。

注）施工台帳の下請負人の判断

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 例 | 施工体制台帳記載の有無  下請負人に関する事項、再下請通知書、  下請契約書写、施工体系図含む | 主任(監理)技術者の配置の  有無 |
| 交通誘導員 | 台帳記載不要、契約書の写しを添付 | 技術者の配置不要  ただし、指定路線は資格者必要 |
| 産業廃棄物処理業者 | 台帳記載不要、契約書の写しを添付 | 技術者の配置不要 |
| ダンプ運搬 | 運搬のみは台帳記載不要 | 建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要 |
| 立木の伐採 | 立木の伐採のみ(伐根・集積・積込を含まない)の契約は台帳記載不要 |
| １日で完了する請負契約、少額な作業・雑工・労務のみ単価契約および請負契約 | 業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳記載 |
| クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行う作業 | 台帳に記載する。 |
| クレーン等の重機オペレータを機械と一緒にリース会社から借り上げる場合 | 台帳に記載する |

5 用地・補償・支障物関係

1. 工事支障物の処置（地下埋設物・地上物件等）

・工事着手前に管理者立会いのもと、試掘等の調査を実施し処置方法について協議すること。

1. 借地

・必要な借地及びこれに伴う諸手続は、請負者側で対応する。

特に、｢農地の一時転用｣については、事前に地域振興局･市町村･農業委員会等と調整をすること。

・借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了すること。

・借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移転は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工すること。

6　周辺環境保全関係

(1) 大気への配慮

・建設機械･設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。（別紙-1）

(2) 公道への配慮

・現場から発生土等の搬出時には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。

(3) 過積載の防止

・県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。

・取引メーカーから購入する各種材料(生コン･As･骨材等)や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。

・対策について、｢施工計画書｣の施工方法に具体的に記載すること。

・工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告すること。

・実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理・保管し、竣工時に提示・提出すること。

(4) 排水への対応

・本工事施工に伴う排水は、沈殿処理･Ph管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう適正に処理し、指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。

また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

(5) 環境への配慮

・当工事は｢長野県建設部公共事業環境配.慮指針｣の適用工事とする。

(6) 第三者災害

・住宅近接地域での騒音等及び水田や畑への排水等については、公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合速やかに対処すること。

・掘削工事は、周辺の構造物に影響が出ないよう掘削量などの施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講ずるとともに速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたる事。

・現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ、必要に応じて水質の監視を行うこと。

7 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

・工事現場では、共通仕様書1-1-1-38に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、全作業員を対象に定期的に安全教育･研修及び訓練を行うこと。

・安全教育等は工事期間中月1回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか工事写真に整理して提出すること。

(2) 交通管理

1.交通誘導員

・道路管理者･警察署等からの要請、近接工事等により交通量が著しく増減下場合、現場条件に著しい変更が生じた場合、又は当初設計で予定している施工方法に対しく違う施工方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

・請負者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者である事。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 現場条件 | 配置員数  （人／日） | 配置総数  （人） | 備考 |
| 交通誘導警備員Ａ |  |  |  |  |
| 交通誘導警備員Ｂ |  |  |  |  |

2.交通安全施設

・仮設ヤード回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。

・車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール･視線誘導板･回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

3.交通規制

・規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。

また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

(3) 掘削法面

・斜面下部を切土する場合は、切土施工単位10～20ｍを原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようにすること。

・｢斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン｣等により必要な対策を講ずること。

・現場内には雨量計を設置すること(簡易なものでも可)

・掘削法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等地山の状態を常に把握しておくとともに、何時崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ10ｍ以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下の工事では十分注意すること。

(4) 土石流対策・急傾斜地崩壊対策、地すべり対策、雪崩対策関係、その他工事

・｢砂防等工事における安全の確保について｣により、現場状況、工事内容を踏まえた安全対策を検討し、施工計画書で避難訓練、避難場所、避難経路等を含めた警戒避難体制及び安全対策を協議、実施すること。

〔参 考〕

1)　建設現場における警戒避難雨量の設定

・河川内工事、またそれ以外の工事においても出水や土石流による被災が予想される箇所については、雨量計及び長野県河川砂防情報ステーション

（HPアドレス　http://www.sabo-nagano.jp/dps/）等による気象情報を入手するとともに、警戒避難雨量を設定し、現場内の安全に万全を期すこと。

【警戒避難雨量：連続雨量75mm、24時間雨量60mm、1時間雨量15mm】

※上記雨量は標準的な基準値であり、各現場条件を勘案し、必要な場合は別途基準雨量を設定して対応すること。

・連続雨量とは降雨中断が24時間以内の総雨量をいう。

・上記の各雨量に該当したら工事を中断し避難をすること。

・降雨等により、地すべりや土石流の発生が予想され避難するときは、下流住民にもその旨を周知徹底すること。

2)　土石流に対する安全対策

河川内工事、それ以外の工事においても、土石流の達する恐れのある現場では、長野県土木工事共通仕様書1-1-1-38の17規定に基づき、工事内容を踏まえた安全対策を検討し、施工計画書に記載すること。

3)　降雪期の建設工事における安全確保

工事期間が冬期の施工である現場においては、降雪期であるため、雪崩、土石流の発生が予想される。下記に留意するほか、｢雪崩等災害防止対策要領(案)｣、「積雪期における土木工事安全施工指針(案)｣により工事の安全対策を検討し、施工計画書に記載すること。

・雪崩、土石流等に対する安全対策の点検

・積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象状況の把握。

・作業着手前、作業中の安全巡視

・気象変化時における安全パトロールの実施。必要に応じた見張り員の配置。

・警戒避難雨量基準等に基づく工事中止の徹底。

(5)安全施設

・現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠可能な構造とすること。

(6)架空線等上空施設一般

・工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認すること。

・建設機械等のブーム等により接触、切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。また、実施内容は施工計画書に記載し提出すること。

1. 架空線上空施設への防護カバーの設置
2. 工事現場で入り口等における高さ制限措置
3. 架空線等の上空施設の位置を明示する看板等の設置
4. 建設機械のブーム等の旋回・立ち入り禁止区域等の設定

　前項1の設置を行う場合、あらかじめ監督員に現場状況の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は変更対象とするので、防護管管理会社からの見積書の写しを、打合せ簿に添付し提出すること。

(7)熱中症

・夏季における猛暑日などの過酷な環境下(炎天下や高温多湿場所)での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症予防対策を講じること。

8 仮設工関係

(1) 任意仮設

・任意仮設は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。また、施工方法については請負者の創意によるが、施工計画書提出時にその方法について協議のこと。なお、明示した条件の変更がない限り変更の対象としない。

　　・任意仮設についての図面は設計図書ではなく参考図であり、協議の妨げにはならない。

(2) 指定仮設

・指定仮設は、構造物と同等の管理対象である。

・指定仮設については、図面、数量総括表及び閲覧設計書による。

(3) 工事用道路について

　　・公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通誘導及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、請負者の責任において速やかに原型復旧すること。

　　・背後地を借用により工事用仮設道路として使用する場合は指定仮設扱いとする。借地以外の背後地への影響を最小限となるように配慮すること。工事終了時には借地を原形復旧すること。

　(4) 簡易土留工について

　　　簡易土留工はその運用について任意仮設とする。

(5)　仮設工設置

・仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留め、仮橋足場工等のうち、設計書、特記仕様書等で明示した部分は撤去しなくても良いこととする。

なお、現場条件により、周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法等について協議をすること。

・請負者に起因する工期延長等による仮設材の費用は変更対象としない。

・本工事の足場については、原則として平成21年3月2日付の厚生労働省令第23号にて厚生労働省から交付された｢労働安全衛生規則の一部を改正する省令｣による、手すり先行工法を採用するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仮設物・仮設備名 | 内容・条件 | 数量 | 共用期間 |
| 仮締切工 | 大型土のう設置 | 19袋 | 2ヵ月 |
|  |  | 空m3 | ヵ月 |

9　使用材料関係

(1) 生コンクリート

・使用材料の品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、使用するまでに監督員に提出し、確認を受けること。

・水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。

＜鉄筋コンクリート＞　W/C=55%以下

＜無筋コンクリート＞　W/C=60%以下

(2) アスファルトコンクリート

・基準密度等の品質管理のために、必ず配合報告書を提出し、確認を受けること。

・材料について明記のない場合は、「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」によるものとし、事前に使用材料の確認を受けること。

・再生加熱アスファルト混合物は、｢舗装再生便覧｣の規定に適合したもので、リサイクル材配合率は50%以下とし、含有率(%、重量比)を記載した、｢再生加熱アスファルト混合物　材料承認申請　提出表｣を提出すること。

(3) クラッシャーラン

・材料について明記のない場合は、｢再生砕石等の利用基準｣によるものとし、使用前に使用材料の確認を受けること。

・再生路盤材に使用する再生砕石(RC-40)は、｢舗装再生便覧｣の規定に適合したもので、所要の品質を得るために必要に応じて加える補足材は、必要最小限度とし、含有率(%、重量比)を記載した｢再生砕石等　材料承認申請　提出表｣を使用前に提出し、確認を受けること。

(4)材料の承認

　　　・工事で使用する材料は、長野県土木工事共通仕様書より「材料承認願」で確認を受けなければならない。

10 発生土・廃棄物関係

　長野県土木工事共通仕様書 1-1-1-24 第3項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。

・建設リサイクル法対象工事の落札候補者は契約締結前に法第12条第1項の規定に基づいて、発注者に対し事前説明を行うこと（参考様式2）。

・本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の条件を想定して処分費･運搬費を計上している。

・建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、請負者においても、建設リサイクル法第5条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。

・建設資材廃棄物は、建設リサイクル法9条に則りその種類ごとに分別すること。

・工事に伴い生ずる廃棄物の処理は、請負者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、｢(4)建設副産物の運搬処理｣によるが、当該廃棄物の処理状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連の処理工程における処理が適正に行われていることを確認する措置等について、施工計画書に定めること。

・｢長野県3R実践協定　締結事業者｣にあっては、本工事における｢産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生材利用及び適正処理に関する自主的な取組状況等｣について施工計画書に定めること。

(1) 建設発生土

処分地はを変更する場合は、発注者と協議を行うこと。なお、請負者の都合により処分先を変更した場合は、原則として設計変更しない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 搬出先・引渡場所・仮置場所 | 数量 | 備考 |
|  | m3 |  |
|  | m3 |  |

(2) 特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

・請負者は、発注者から｢通知書｣の｢写｣を受け取ること。

・請負者は、下請負がある場合は下請負業者に対し｢通知書｣の｢写｣を添付して｢告知書｣にて告知すること。

・再資源化等が完了した時は、発注者に｢再資源化等報告書｣にて竣工時に報告すること。

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と事前に協議すること。この際、寸法等を確認のできる資料を提出すること。

(3) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

　・建設工事に伴い発生する伐採木について、有効利用と経費節減の観点から、有価売却または、長野県 ｢建設工事に伴い発生する伐採木の提供に関する特記仕様書｣に基づき、伐採木の処理費の節減及び資源の有効活用に努めること。なお引き渡し後に残った伐採木については、産業廃棄物として適正に処理を行うこと。

　　\*有価売却となる場合は、売却前に監督員と協議すること。

※積算に用いる木くず処理量の体積―重量換算は、実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。

なお、体積(ｍ3)での確認となる場合は、体積を確認できるよう１台毎写真管理すること。

(4) 建設副産物の運搬・処理

・建設副産物を運搬･処理･処分業者に委託する場合は、必ず書面による委託契約を締結すること。

・廃棄物の運搬･処理･処分を業とする｢許可証｣を確認し、その｢写｣を施工体制台帳に添付すること。

・下請負業者が建設副産物の運搬･処理･処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。

・｢マニフェスト（産業廃棄物管理票）｣により適切に運搬･処理･処分されているか確認を行うと共に、｢マニフェスト(A･B2･D･E表)｣の｢写｣と再資源化施設･最終処分場との関係を示す写真を、竣工書類に添付すること。

・請負者は、施工計画書に処理方法、処分先（業者）、運搬委託先（委託の場合）、再資源化の方法を記載すること。

（施工計画書の添付書類）

・処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）

・請負者と処理又は運搬業者との契約書の写し

・処理業者の所在地及び計画運搬ルート

・下請けがある場合は、告知書の写し

・説明書及び分別解体等の計画等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　別 | | 処理場名 | 備考 |
| ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊 | |  |  |
| ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊 | 無筋 |  |  |
| 鉄筋 |  |  |
| 二次製品 |  |  |
| 木くず(伐根、伐採木) | |  |  |
| その他(金属等) | | Gフレンドリー（廃プラスチック） | L=40.9km |

(5)再生資源の利用計画・促進

・工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また、再資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。

・コンクリート、コンクリート及び鉄から成る資材、木材、アスファルト混合物などを工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出すること。

・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

　また、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を、工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。

掲示状況を竣工写真として提出すること。

(6) 再生資源利用等実施書の提出

　･建設副産物情報交換システム(通称：COBRIS)を利用し登録を行うことを原則とする。

・施工計画書提出時に、｢再生資源利用計画書｣･｢再生資源利用促進計画書｣を提出すること。

・しゅん工時に、｢再生資源利用実施書｣･｢再生資源利用促進実施書｣を作成し提出すること。

対象となる工事は「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土）」によるものとする。

(参考) ｢再生資源利用計画書等の提出について｣

　http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/saiseishoigen.thml/

(7) 処分量の確認

・取りこわしにあたっては延長、幅、厚さ等が確認できる写真及び図面を作成の上、監督員と協議のこと。

・処分量の確認について、竣工時または監督員が、伝票・請求書等の提示を求めた場合は応じなければならない。

１１ 品質・技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録

・土木構造物については建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) 工事カルテ作成･登録

・請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS･一般財団法人日本建設情報総合センター）を活用し、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行い、発行された｢登録内容確認書｣を監督員に提出すること。

・受注時登録は、契約締結後、土・日・祝日を除いて10日以内とする。

・変更登録は、変更があった日から土・日・祝日を除いて10日以内とする。

・完成時登録は工事完成後、土・日・祝日を除いて10日以内とする。

・訂正時は適宜登録する。

・上記以外は、｢長野県土木工事共通仕様｣　1-1-1-7による

(3) 建設資材の試験

・コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等は、原則として(財)長野県建設技術センター試験所にて行うこと。

また、コンクリートの供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした供試体確認版として、QC版又は品質証明シールを入れること。

(4) コンクリートの品質管理

1.コンクリート担当技術者の配置

・50ｍ3以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し施工計画書に明示すること。

・同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

2.責任分界点からの品質管理

・請負者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。

3.コンクリート品質管理基準

・コンクリートの品質管理は「長野県土木工事施工管理基準」・｢長野県土木工事現場必携｣によるものとする。

4.レディーミクストコンクリート納入書(伝票)

・レディーミクストコンクリート納入書は、監督員からの請求時、しゅん工検査時に提示すること。

・納入書には、荷下ろし地点到着時間及び打設完了時間を記入すること。また、｢長野県土木工事現場必携｣に従い、必要事項を記入すること。

5.コンクリートの養生

・発熱等によるひび割れを防止するため、｢長野県土木工事共通仕様書｣に従い、散水養生等を適切に行うこと。

(5) コンクリート構造物のクラック処置

・クラックが発生した構造物では、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針に基づき、進行性または有害なクラックに該当するか調査すること。

・進行性または有害なクラックが発生した場合、発生したクラックに対しては専門技術者(有資格者)の意見に基づき処置すること。

(6) 出来形・品質管理

・出来形及び品質管理について、管理図または度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付すること。

・コンクリートの品質管理は、「長野県　施工管理基準」によるものとするが、コンクリートの打設量が50m3以下の場合について、施工時の圧縮強度試験・スランプ回数・空気量測定の回数は、監督員と協議して決定することが出来るものとする。

12 その他

(1) 各種調査・試験への協力

・｢土木工事共通仕様書｣1-1-17に基づき、発注者が自ら又は発注者が指定する第3者が行う下記の調査･試験等に対して、請負者は協力すること。

1.公共事業労務費調査

・請負者は正確な調査が行えるように、労働基準法に従い就業規則を作成すると共に、賃金台帳を調整･保存する等、雇用している現場労働者の賃金･時間管理を適切に行うこと。

また、工事の一部を下請負契約する場合、当該下請負工事の請負者も同様の義務を負う旨を定めること。

2.諸経費動向調査

3.施工合理化調査（歩掛実態調査）

4.施工形態動向調査

・調査対象になった工種には、発注者から通知すると共に、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

(2) 構造改善

・建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

(3) 暴力団等(暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう)

・暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を忠地の発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

・暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。

・不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署に協力すること。

・不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期の延長等の要請を行うこと。

(4) 遵守事項

・長野県指導事項　（別紙-2）を遵守すること。

(5)不正軽油撲滅対策

・軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適性な軽油を使用すること。

・県庁税務課及び各県税事務所がおこなう燃料の抜き取り調査等に協力すること。

(6)処理場

・建設副産物等の処理場は、積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。また、積算上の条件と違う処理場を利用する場合、請負者の都合によるものは、原則として変更の対象としない。

・処理場は、建設副産物処分業許可を受けている処理場を利用すること。

(7)情報共有システム

・本工事は、情報共有システムの対象工事である。利用にあたっては、情報共有システム実施要領　(別紙-3)によるものとする。

(8)法定外の労災保険付保

・本工事において、受注者は法定外の労災保険に付し、保険契約の証券又はこれに代わるものの写しを契約時に提出することを原則とする。

13 注意事項

(1)監督員・副監督員

　・本工事は、監督員を白馬村職員、副監督員を北アルプス広域連合職員が実施する。副監督員が監督員に代わって施工上必要な指示、承諾及び協議並びに審査、立ち会い、検測、観察等を行う際には、その事務に関する限りにおいて監督員と同様に取り扱うこと。

　・監督員から請負者に対して指示又は通知を行う場合は、副監督員を通じて行うことがある。この場合、監督員から直接指示又は通知があったものと同様に取り扱うこと。

　・監督員から請負者に対して直接指示があった場合には、速やかに副監督員に報告すること。

　・工事書類(工事打合せ簿等)の提出は、原則副監督員へ提出するものとする。

　・請負者が監督員に対して行う報告又は通知等は、副監督員を通じて行うことができるものとする。

　・この工事を担当する監督員、副監督員の氏名は、別に通知する。

　・工事書類の提出は、副監督員へ提出することを原則とする。

(2)施工協議について

　・請負者は、工事施工に先立ち起工測量を行い測量結果を報告すること。また、設計図書と差異がある場合は、測量結果を提出し、指示を受けること。

・予想出来形図の作成を行い監督員と協議のこと。

　　出来型展開図とは、工事の全容（規模と位置）を表すものである。

　　打ち合わせ結果により、施工方法等工法の変更もあり得る。

(3)工程管理について

・工事を進めるにあたり工事工程のフォローアップを行うとともに、月末もしくは月初めに協議書により計画工程と実施工程の状況を必ず報告すること。

・毎週必ず週間工程表を提出し、監督員の確認を受けること。

(4)立会検査について

　・各工種の施工段階において検査記録表を作成し、その都度監督員の検査を受けること。

　・検査記録表には規格値を記入し、立会検査前に社内検査を行うこと。なお、測定値の記入は、原則として手書きとすること。

(5)変更について

　・工事費内訳書記載の工種は、条件変更以外には、変更対象にならない。

　・工種及び数量の変更が生じた場合は、写真・数量計算等の資料を作成し、事前に書面をもって協議を行うこと。必要に応じて立合い確認をすること。なお、事前協議のない工種・数量については、変更の対象とならない。

　・各種数量の算出に際しては、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従うこと。

　・構造物の取壊し数量については、現地計測の上、数量算出ができるよう、展開図・構造図等を作成すること。また、写真に寸法値の記録を残すこと。

(6)設計変更協議（国土交通省協議）について

　・設計変更協議が必要な場合は、測量、写真、図面等の資料作成を請負者において実施する。

　　設計変更協議が完了するまでの間、工程を調整して対応する。

(7)図面について

　・80％出来型展開図及び数量計算書は、変更の有無にかかわらず提出すること。

　　80％出来型展開図とは、最終設計値で表した出来型展開図である。

　・80％出来型縦・横断図は、監督員の指示があるときまたは、変更箇所があるときに提出すること。

　・100％出来型展開図は変更の有無にかかわらず提出すること。

　　100％出来型展開図とは、80％出来型展開図に実測値を併記した図面である。

　・100％出来型展開図は変更の有無にかかわらず提出すること。

　・展開図による面積等の算出において、管理横断線を無視しない。

(8)電子データについて

・契約後、図面および数量計算の電子データは、貸与するため記録媒体を持参のこと。

・80％出来形図及び数量については、電子データを併せて提出すること。

・提出する図面のファイル形式は「.P21」または「sfc」とし、変更数量は当初貸与データに入力のこと。

(9)変更請負額について

・設計変更に伴い算出する請負工事価格は、次式による請負比率により算出する。

変更請負工事価格 ＝（ 変更設計工事価格×請負工事費／設計工事費 ）1万円未満切り捨て

・変更請負工事価格、変更設計工事価格は税抜き価格である。

・週休2日工事が達成できている場合は、所定の補正を行うこととする。

(10)プレキャストボックスカルバートについて

　・製品規格は公益社団法人日本下水道協会発行「下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート

・JSWAS A-12」または「下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバートJSWAS A-13」　(以下「日本下水道協会規格」という。)の規定に適合しなければならない。

・異型製品（点検用、取付管・会合部用、斜角用、調整用）の形状寸法は、日本下水道協会規格の規定を参考にすること。

(11)マンホール蓋について

・下水道用マンホール蓋は、JSWAS G-4によらなければならない。

・マンホール蓋はロック機能、転落防止用梯子付で浸水防止構造としなければならない。

マンホール蓋は、通行及び除雪作業等の事故防止や、人孔内への浸水防止に対して支障とらないよう路面勾配に従って、正確に施工しなければならない。

・受枠の高さ調整は調整リング又は斜壁に伝えられる荷重を均等にするため、無収縮モルタル及び樹脂製調整材により施工しなければならない。

(12)材料検査

・上記(10)及び(11)の材料については。使用にあたり承認を得るとともに、工場において所定の検査を実施するものとする。ただし(社)日本下水道協会の認定工場制度による工場製品の場合は、検査証明書等（自主検査・検査証明書及び検査成績書）の提出により立ち会い検査に替えることができる。この場合、事前に監督員の承諾を得るとともに現場に搬入された材料の認定標章及び製造年月を確認するものとする。

(13)掘削について

　・掘削は諸材料その他の準備が整った後でなければ着手してはならない。

　・掘削は基底面に準じて凹凸のないよう注意して施工し、山崩れ等の恐れのないよう十分堅固な山

　　留を設け、建物、その他に接近した場所は特に完全な防護工事を施した後に工事を開始すること。

　・掘削に際し、湧水の排除法は排水基準を遵守し関係機関に事前に協議し、監督員の承諾を得なければならない。

　・常に地山の土質変化に対応できるよう万全の対策を考慮しておかなければならない。

(14)埋戻しについて

・埋戻しに先立ち杭・矢板等は抜き去ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料が残置しないように十分点検しなければならない。

・杭・矢板等を抜き去ることができないため切断する場合は、事前に切断位置について監督員の承諾を得なければならない。また、切断位置は、原則として車道部にあっては路面からの深さ2.5m以上、歩道部にあっては路面からの深さ1.5m以上とする。

・埋戻しの材料は、原則として再生クラッシャーラン40mm以下を使用しなければならない。ただし、路床部以外の部分にあっては、良質土（修正CBR20以上）に限り使用することができる。

・良質土にあっては、事前にJIS－A－1211に規定する「CBR試験」により試験を実施し、使用の良否については

監督員の承諾を得なければならない。

・埋戻しにあっては、管の下部に空隙が生じないように、また構造物等に偏圧が作用しないように、左右均等に

十分締め固めなければならない。また、締固めに際しては各層、路床部20cm以内、路床部以外30cm以内を標準として不陸のないように敷均し、十分締固めなければならない。

・締固め方法は、施工当初において試験施工を実施し、作業標準の妥当性を確認し、監督員の承諾を得なければならない。

・埋戻工の品質管理は、下表により行うことを標準とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 |
| 現場密度の測定 | 舗装試験法便覧 | 最大乾燥密度の90%以上 | 500m3につき1回  但し1工区につき3回 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(注)1回につき供試体3個

(15)工事書類の簡素化について

・工事書類について、長野県建設部　工事書類簡素化ガイドライン　令和3年3月版に準じて書類を作成してもよいこととする。　ただし、下記の書類は作成・提出をすることとする。

・作業主任者の資格者証の写しは、施工計画書又は施工体制台帳に添付して提出すること。

・告知書は、施工体制台帳に添付し提出すること。

・施工体制台帳作成工事の通知書は、掲示状況の写真を提出すること。

・工事記録は作成し、天気・気温・来現者・安全管理の実施状況を記録すること。また、竣工書類として提出すること。

・その他、監督員が指定する書類は提出すること。

(16)質問回答について

・公告文を参照すること

(19)設計表示位

・適用する設計数位は、国土交通省｢土木工事数量算出要領｣の最新版に準ずる。

(20)その他

　・工事打合せ簿は別紙-4を参考とすること。

(別紙-1)

県内企業の優先採用に関する特記事項

1. 下請負契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的採用するよう努めるものとする。

　　　　なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業者をいう。

1. 受注者は、下請負企業に対し、本工事は「県内企業の優先採用に関する特記事項」がある事を周知するものとする。

排出ガス対策型建設機械について

　本工事においては、（表－１）に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

　本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月4日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成７年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

　排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

（表－１）排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

|  |  |
| --- | --- |
| 機　　　種 | 備　　　考 |
| 一般工事用建設機械  ・バックホウ  ・トラクタショベル（車輪式）  ・ブルドーザ  ・発動発電機（可搬式）  ・空気圧縮機（可搬式）  ・油圧ユニット  （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；  油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、  オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）  ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ  ・ホイールクレーン | ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。  (設計書等で2次基準値と表示している機種については2次基準値を標準とする工種である) |

（別紙-2）

長野県指導事項

（１）建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

　　工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

（２）建設工事の適正な施工の確保について

　一　建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成１２年１１月２７日法律第１２７号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

二　建設業法第２６条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

請負代金の額が３千５百万円（建築一式工事である場合にあっては７千万円以上）以上の一定の建設工事における主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間の留意事項は以下のとおりとする。

* 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて決める。
* 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

三　請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第１５条第２号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

四　一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

（３）労働福祉の改善等について

　　　建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

（４）建設業退職金共済制度について

　一　建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二　建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

　三　請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後１ヶ月以内に村長に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

四　建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

　五　共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがある。

六　建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

七　下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

（５）ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

　一　積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

　二　過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

三　資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

　四　さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

五　過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。

六　取引関係のあるダンプカ－事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

七　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

八　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

九　以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

　十　上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

（６）不法無線局及び違法無線局対策について

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局(アマチュア局、外国製無線機など)及び無線局の違法な運用（アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

(別紙-3)

情報共有システム実施要領

1.目的

・この要領は、白馬村発注の建設工事における業務の効率化及び生産性と品質の向上を実現するため、情報共有システムの利用方法等を定める。

2.情報共有システムの定義

・情報共有システムとは、インターネットを通じて提供されるアプリケーションを利用する方式で、工事の各段階において受発注者間でやり取りされる文書、写真、図面等様々な情報を電子データにより交換・共有することである。

3.対象工事と利用期間

・情報共有システムを利用できる工事は、建設工事で、現場説明事項・施工条件明示事項にて対象工事としている工事もしくは、監督員が承諾した工事。

・情報共有システムの利用は、請負者の任意とする。

・情報共有システムの利用期間は、現場施工中及び請負者が必要とする期間。

4.情報共有システムの利用内容

・工事書類の受渡し

　\*工事書類とは工事打合せ簿等で契約書類に該当するものは除く

・現場状況の共有

・その他、システムで利用可能な項目は受発注者間で確認し利用する。

5.費用

・情報共有システム利用に要する費用は、共通仮設費率(技術管理費)に含まれるものとする。

6.協議確認事項

・情報共有システム利用にあたっては、受発注者間で協議・確認すべき内容を書面(様式自由)によりおこなう。

・協議確認すべき事項は、システムの種類、参加者、利用するソフト、ファイル形式、利用する機能、取り扱う書類、申し込み等に必要な事項、その他必要な事項とする。

7.システムの仕様

・｢工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件　平成26年7月版｣に規定される機能要件を満たすものとする。

・必要な機能は下記の項目とする。

1.工事基本情報管理機能

2.発議書類作成機能

3.書類管理機能

4.工事書類等入出力・保管支援機能

5.システム管理機能

6.工事打合せ簿以外で、工事書類を受渡しする機能(メール等)

7.発注者側のIDとして、課長、係長、監督員、副監督員、北アルプス広域連合用の5名分程度を設定できること。ただし、北アルプス広域連合用のIDに決裁権は設定しないものとする。

8.システム運用条件

・クライアントのOSはWindows8.1以上とする。

・クライアントのブラウザは、インターネットエクスプローラー8以上11までとする。

・システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。

・運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。

・システム操作時の反応速度が適切であること。

・機能の追加により、発生する費用はシステム提供者が負担すること。

・システム(サーバ等含む)の不具合により、データが消失等した場合は、システムの提供者が補償すること。

・システムの円滑な運用のため、システムの提供者が教育・訓練などのサポートを実施すること。また、利用に関する問い合わせサポート窓口を設置すること。

・他の公共団体の使用実績を1年以上有するものであること。

9.その他

・成果品の納品は紙とする。

・受発注者とも、アンケートを求められた場合は協力しなければならない。

・システムを使用するパソコンは、常に最新のウイルス対策ソフトを導入し、OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用した状態を保たなければならない。

・ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。

(別紙-4)



決済欄については監督員の指示を受けること。